

令和 8 年 4 月 2 2 日
(2026年)

保護者の皆様へ

吹田市立教育センター

学校教育用モバイルルータの貸与手続きについて

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

さて、本市の新小学1年生児童につきましては、端末を持ち帰っての学習が可能となっています。

Wi-Fiなどの通信環境はご家庭で整備を行っていただくようお願いします。なお、下記の条件を満たす世帯の方については学校教育用モバイルルータを貸与いたします。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、貸与を希望される方は、申請締め切り日までに申請していただきますようお願いします。

なお、今回貸与する学校教育用モバイルルータは、児童・生徒に貸与しているタブレット端末でしか利用できない設定となっています。

記

1 貸与対象者

自宅に通信回線（Wi-Fi）環境又は通信機器がない家庭のうち、次のいずれかに該当する世帯

(1) 生活保護受給世帯

(2) 就学援助費認定世帯(吹田市立の小学校に就学する世帯に限る)

今年度の就学援助費の認定を受けるか、又は、申請を行っている者^{※1}で、かつ本市に居住する者

※ 申請後、審査の結果認定されなかった場合は、学校教育用モバイルルータを返却していただきます。

※すでに本市の学校教育用モバイルルータを貸与している世帯については、新たなモバイルルータの貸与は行いません。

2 貸与期間（モバイルルータの通信可能な期間）

機器の受け渡し日より当該年度末日まで

（年度ごとに貸与の申請が必要となります）

3 貸与方法

- (1) 別添「学校教育用モバイルルータ貸与申請書」をご記入のうえ教育センターに郵送又は下記の QR コードを読み取り電子申込システムで申請して下さい。



ア 申請1次締切：令和8年5月15日（金）

※5月15日以降についても随時受付します。

イ 提出先：〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6-3 9階
吹田市立教育センター モバイルルータ貸与係 宛

- (2) 貸与可能世帯については「学校教育用モバイルルータ貸与承諾書」、貸与不可世帯については「学校教育用モバイルルータ貸与不承諾書」を郵送又は電子メールで送付します。

- (3) 機器の受け渡し

貸与可能世帯については、教育センター内に窓口を開設します。

※窓口開設中に来ていただきますとスムーズに取扱いできます。

ア 受け渡し期間：令和8年6月8日（月）以降

平日9：00～17：30

イ 受け渡し場所：吹田市立教育センター

吹田市佐竹台1丁目6-3 9階

吹田市立教育センター 事務室（DCR Suita 内）

吹田市立教育センター
モバイルルータ貸与係
電話：06-6170-1575
FAX：06-6170-1585